

# 瑞穂まちづくり協議会だより 第23号

## 会長あいさつ



会長 鶴崎 清治

このほど、瑞穂まちづくり協議会会長に就任いたしました鶴崎と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。当協議会の活動歴は平成24(2012)年11月18日、発足時から事務局長を務め、副会長を経て今日を迎えました。

香取市は平成18年に誕生し、県内4番目の市域を有します。そのため、市政と住民の距離が遠くなり、市民の声が行政に届きにくくなったと言われます。そのような課題に対応するため市では、地域ごとに住民の意向をきめ細かく把握しながら、地域のニーズ、地域課題に適切に対応していくことが可能な住民参加、協働の仕組みづくりが必要と考え、平成23年に出来上がったのが

住民自治(まちづくり)協議会=まち協です。

瑞穂地区の歴史を振り返ってみれば、明治21年市町村制公布に伴い翌年瑞穂村役場を置き、爾来昭和30年旧佐原市に合併するまで66年間存続いたしました。そのため地域への愛着(帰属)意識は脈々と受け継がれております。

さて、当協議会のこれまでの活動は、①「広報誌の発行」、1200部全戸配布、年2回発行し本号で23号となります。②「標語コンクール」、これは終了しました。③「防災訓練」、みずほ台で続いています。④「防犯ボランティアの募集」、みずほ台自治会でパトロール隊が活動しています。⑤恒例行事となっているのが「健康ウォーキング大会」です。既に11回目が終わりました。コースは寺社などの史跡めぐりのほか、まちづくり協議会と連携団体として活動を共にするNPO団体が整備する里山の「令和の杜」と里地の「かっぱ緑地」をメインにしています。⑥「小学校との連携行事」として、瑞穂小学校の創立記念日に合わせ音楽会や観劇会を開催し、8回目になります。

特色ある行事としては、平成25年度から毎年1か所「史跡案内板」を4か所に、その後令和7年度1か所を加え計5か所設置しました。平成26年度、「あんぜんマップ」の作成、平成29年度に同名のよしみで「長野県飯山市瑞穂地区との相互交流」、平成30年度には「東京国立博物館に郷土展示物見学」に、令和5~7年度に「交通危険箇所注意看板の設置」を毎年1か所実施しました。

活動の成果としては、少子・高齢化が一層進展する中で、協議会をみても役員の成り手不足が危惧されますが、現状評価としては、当協議会地域計画の全体テーマ「誰もが生涯安心して生活ができ、心豊かな瑞穂の郷づくり」につながっていると自負しています。

今後は、より困難な時代の到来が予想されますが、一層住民自治の原点である区・自治会、さらに多様な団体等との連携を深め、小学校区内の地域コミュニティの中心となって、「地域に生き地域に貢献する」考えで、他地域に誇れるまちづくりを目指すと共に活性化に取り組んでいきたいと考えております。

目	● 会長あいさつ .....	P1
	● 総会の開催 ● 事業計画 .....	P2
次	● 役員名簿 .....	P3
	● トピックス(アースデイ) ● 瑞穂の歴史 その15~境界争い~ .....	P4

## 令和8年度の総会を開催しました。

令和8年度の瑞穂まちづくり協議会の総会は、5月9日（土）18時から、みずほふれあいセンターで委員26名出席のもと盛大に開催されました。はじめに鈴木定夫会長からあいさつあり、議事に入り令和7年度の事業並びに決算報告が提出され、その後、規約の一部改正並びに、委員及び役員を選任が行われ、最後に令和8年度の事業計画並びに予算案が提出され、いずれの議案も滞りなく承認されました。



## 令和8年度 瑞穂まちづくり協議会 事業計画

事業名	実施主体	事業概要	令和8年度予算 (単位：円)
① 広報紙の発行	地域振興部会	協議会活動や地域の身近な題材を取り上げた広報紙を発行し、地域住民に対して地域の各種情報を提供する。	200,000円
② 地域の防災体制確立及び防災意識の啓発	地域振興部会	各区の区長等や地域住民を対象とした、「いざという時、どうしたらよいか」を学ぶ勉強会及び訓練等を実施する。	50,000円
③ 地域防犯体制の充実	地域振興部会	地区内の危険箇所につて点検し、注意表示看板や防犯カメラを設置することにより安心安全なまちづくりを行う。	200,000円
④ 小学校行事との連携	福祉子ども部会	地域で子どもたちを育むとともに、世代間交流を通じて地域住民とのふれあいや信頼関係を創出する。小学校と連携し、学校を会場とした児童と住民が集う行事を実施する。	400,000円
⑤ 健康ウォーキング大会の開催	福祉子ども部会	地区住民の健康や郷土の知識・愛着を高めるために、地区の史跡等を巡るウォーキング大会を開催し、健康増進及び住民交流を図る。	148,000円
⑥ 総会及び役員会等の開催	理事会	協議会組織の円滑な運営を図るため、総会及び役員会等を開催するとともに、今後のまちづくりについて、幅広く意見交換を行う。	70,000円
<b>事業費合計</b>			<b>1,068,000円</b>

※ 今年は11月23日は瑞穂小学校創立150周年です。まちづくり協議会においてもこれを協賛した事業にします。

## 令和8年度 瑞穂まちづくり協議会 役員名簿

(順不同・敬称略)

	役職	人数	氏名	所属団体等	地区
1	会 長	1名	<u>鴫崎 清治</u>	鴫崎区防犯パトロール隊	鴫崎
2	副会長	2名	<u>中 田 肇</u>	8年度 瑞穂地区区長会長	寺内芝
3			<u>佐々木 竹彦</u>	2号委員	みずほ台
4	事務局長	1名	加瀬 栄	2号委員	谷中
	会 計	1名	(加瀬 栄)	2号委員	谷中
5	監 査	2名	<u>齋賀 宗純</u>	2号委員	寺内
6			鴫崎 恒雄	交通安全協会瑞穂支部長	寺内
7	理 事	17名	<u>榊田 文博</u>	堀之内区 8年度区長	堀之内
8			<u>宮本 信輔</u>	谷中区 8年度区長	谷中
9			<u>鴫崎 麗</u>	寺内区 8年度区長	寺内
			(中田 肇)	寺内芝区 8年度区長	寺内芝
10			<u>鴫崎 英明</u>	鴫崎区 8年度区長	鴫崎
11			<u>小林 治雄</u>	西和田区 8年度区長	西和田
12			<u>鴫崎 敦</u>	西坂区 8年度区長	西坂
13			<u>齋藤 誠</u>	西部田区 8年度区長	西部田
14			<u>加藤 真理</u>	みずほ台自治会 8年度会長	みずほ台
15			<u>米本 俊雄</u>	地区社会福祉協議会 会長	西部田
16			<u>鴫崎 邦司</u>	地区社会福祉協議会	鴫崎
17			<u>嶋村 忠志</u>	地区社会福祉協議会	谷中
18			<u>木内千恵子</u>	民生委員・児童委員	堀之内
			(鴫崎邦司)	民生委員・児童委員	鴫崎
19			山形 陽子	主任児童委員	みずほ台
20			福迫 勝弘	青少年相談員	みずほ台
21			<u>青津 潤平</u>	瑞穂小学校PTA会長	谷中
22	細川 正雄	香取市消防団佐原第1支団 支団長	寺内		
23	栗林 利男	みずほ広域保全会西和田地区長	西和田		

※氏名に青の下線のある方は、新たに役員になられる方です。

相談役	1名	<u>鈴木 定夫</u>	規約第8条による	寺内
-----	----	--------------	----------	----

## トピックス 「アースデイ幕張2025」に出展

当まちづくり協議会と連携団体であるNPO団体「令和の杜」は、令和7年11月15日～16日に開催された「アースデイ幕張2025」に出展しました。アースデイは別名、地球の日と呼ばれアメリカで1970年4月22日に初めて行われました。日本では「アースデイ東京」として代々木公園で開催されています。幕張の会場で「令和の杜」は、テントの中に森を再現し、里山から採取した**一どんぐりと松かさで遊ぼう**をテーマにオブジェづくりを行い、多くの家族連れが訪れ、一日目で用意した材料がなくなり、応急調達し2日間を終えました。

アースデイには特別に決められたルールはなく個人や企業がそれぞれの方法で地球環境を大切にすることをきっかけとなる日です。日々の暮らしの中で実践できる「小さなアクション」を始めましょう。



### 瑞穂の歴史 その15～「境界争い」～

中世の村落は在地領主国分氏のもとに有力農民は家臣となりましたが、近世の村落は江戸に居を構えた複数の不在領主（旗本）の支配となります。つまり、中世は兵農一致でしたが、秀吉の刀狩りを経て、江戸時代は兵農分離策を徹底しました。村切りや、再三検地を行い村や田畑の境界を明確にしましたが、それでも当初は境界画定に時間を要したようです。二村に跨る入会地や、新たな新田開発、草刈り場などの確保による、境界争い、野地争論が発生しました。

新田検地訴訟の絵図面と、その裁許文が残されています。徳川家康の小見川の初代代官吉田佐太郎による（幕末まで58人在職）、いわゆる現在の利根川流域でかつての香取の海を開発した「新島領」と呼ばれる広大な新田開発であり、そのうち瑞穂・東大戸地区は大戸・大戸川・森戸・寺内・堀之内・谷中の計6か村で地先の新田を開発しました。

延宝6年の絵図面には、「谷中村論所」、「堀之内村論所」、「谷中・寺内・内ヶ村入相沼」、「論所私領（旗本知行地）分成堀之内村之内中須（中津）」などの文字と共に、境界を色塗りしています。裁許した評定衆は、勘定奉行が3名、江戸町奉行が2名、寺社奉行が2名の計7名が連署しています。

万治3（1660）年の堀之内と西部田との争論は、野地（草刈り場などの入会地）をめぐるものでした。結局判決では、係争地内の谷原田には堀之内の農地と住家5軒があったことが決め手になり堀之内側の勝訴になりました。堺堀・堺塚などが目印になりますが、今でも堺田という名字の家があります。この時の境界絵図には屋敷、塚（志い塚・行人塚・念仏塚）が明瞭に記載されています。

大戸庄和田村（現在の西和田）と伊能庄毛成村の間で、明暦2（1656）年と寛文4（1664）年の境界争いがありました。毛成村から人目を忍んで草刈りにきて困るというものでした。この時代牛馬に与える草刈り場の確保はたいへん重要でした。

ここではまだ中世の行政区画の庄が使用されており遺制がぬぐいきれていないようです。なお、境界紛争の決め方として、「土地がいずれに属するか」（属地主義）と、「人（住家）がいずれに属するか」（属人主義）という考え方があります。